

作業届出書の記入要領

- 1 「作業場所の住所及び海拔高（T P）」について
作業場所の住所及び作業場所のG Lの海拔高（T P）を記入する。海拔高はT P +（東京湾平均海水面をゼロ）とする。
- 2 「作業内容」について
具体的に記入する。
記入例：2階建て住宅新築工事、13階建てマンション建設工事など
- 3 「物件の詳細」について
 - （1）建築物と仮設物（工事中用クレーンなど、建築物本体以外のもの）それぞれについて記入する。仮設物は、その最高部の高さが、4の関係する制限表面下6 m以内のものについて記入する。
 - （2）物件の構造は、具体的に記入する。
 - （3）最高部の地上高及び海拔高は、避雷針、テレビアンテナ等を含め、設置する物件の最高部の高さを記入する。
 - （4）設置期間は、建築物については工事期間、仮設物については仮設物設置期間とする。
- 4 「関係する制限表面及び制限高（T P）」について
 - （1）作業場所の制限表面（進入表面、転移表面、水平表面）を記入する。
 - （2）制限高は、県が算出した数値を記入する。
- 5 「物件が制限高を越えない措置」について
仮設物のクレーン等伸縮等により地上高が変化する物件の場合に、制限高を越えない措置（人の目による監視だけではなく、物理的に制限高を超えない措置を講じること。）
<例 制限高以下の機材を使用する、リミッターを使用して高さを制御する、等>）について具体的に記入するとともに、クレーン等の仕様（地上高を制御する機能を使用する場合はその機能の仕様を含む。）がわかる資料を添付する。
クレーン作業にあたり、特殊なカメラを使用する場合、空港施設と電波が干渉する可能性があるため、十分確認すること。
- 6 「作業内容に関する問い合わせ先」について
連絡先は昼間帯において連絡が可能な電話番号を記入する。
- 7 「添付資料」について
 - （1）作業場所の位置図は、名古屋飛行場が記載されている5万分の一、2万5千分の一等の図に作業場所を記入したものと、作業場所（周辺を含む。）の平面図（建築物及び仮設物の位置を明記したもの。）とする。
 - （2）構造図は、建築物及び仮設物それぞれの物件の構造がわかる立面図等とする。
（避雷針やアンテナ等及びその高さを明記する。）

- (3) 作業工程表は、建築物及び仮設物のそれぞれの設置工程がわかるものとする。
- (4) その他参考となる資料として、県から指示した資料及び5の資料を添付する。